

届書コード	届書
6 5 4 1	

決	裁	平成	年	月	日
事務センター長	副事務センター長	グループ長	担当	者	
所	長	副所長	課長		

## 国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書

年金事務所長 あて

平成 年 月 日

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関宛に送付してください。

### 1. 被保険者基礎年金番号・指定預金口座等

太線枠内のみ記入、押印してください

国民年金被保険者	①基礎年金番号				②生年月日				送信	
	—				5 昭和	年	月	日		
	7 平成									
被保険者氏名					③電話番号種別		④電話番号			
(フリガナ)					1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他		— —			
住所										
[ ] [ ] - [ ] [ ] [ ] [ ]										
指定預金口座	金融機関名					⑥預金種別		⑦口座番号(左詰めで記入)		
	銀行 信用金庫 支店 信用組合 農協 支所 労働金庫 漁協					1 普通 2 当座				
	種目コード		契約種別コード		⑧通帳記号		⑨通帳番号(右詰めで記入)		お届け印	
	1 6 6		3 2 1		0 —				2枚目に押印してください	
⑩口座名義人					住所(ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入)					
(フリガナ)					[ ] [ ] [ ] - [ ] [ ] [ ] [ ]					
⑩振替方法	1	翌月末振替	毎月末日に前月分の保険料を振替させていただきます。							
	2	6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分(または9月分)が未納の場合、初回の振替は6カ月前納と合わせての振替になります] ※4月末日の前納を希望する人は2月末日までに、10月末日の前納を希望する人は8月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合、次回の前納振替月まで翌月末振替になることがあります。							
	3	1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と1年前納を合わせての振替になります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。							
	4	当月末振替(早割)	毎月末日に当月分の保険料を振替させていただきます。その際の保険料は、早割された保険料額となります。[前月分が未納の場合、初回の振替は前月分と当月分を合わせての振替になります。割引は当月分からです]							
	5	2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と2年前納を合わせての振替になります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。							

送信

### 2. 対象保険料 国民年金保険料

### 3. 振替納入指定日 納期の最終日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)

### 4. 振替開始(予定) 平成 年 月末日から(金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

- ◇事務処理に日数を要しますので、振替開始は申出をいただいた翌月以降となります。
- ◇指定預金口座等を変更するときには、ただちに、この用紙によって連絡してください。
- ◇自署される場合は、「被保険者氏名」欄の押印は省略できます。
- ◇提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。
- ◇3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

金融機関等使用欄	
不備返却理由	確認印
1. 記載事項等不備 <input type="checkbox"/> 届出印 <input type="checkbox"/> 店名・預金種別 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 口座名義 <input type="checkbox"/> 口座なし 2. その他 ( )	

職員チェック欄:  特定業務契約職員  職員  その他

1枚目(年金事務所用)

金融機関使用欄				

# 国民年金保険料口座振替依頼書

取扱金融機関等御中

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので下記事項を確約のうえ依頼します。

平成 年 月 日

- 記
- 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。
  - 振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことのできる金額[当座貸越(自動貸付)を利用できる範囲内の金額を含む]を超えるときは、納付書を返却しても差し支えありません。
  - この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に預金口座振替辞退(取消)通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものと取り扱って差し支えありません。
  - この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかせません。

## 1. 被保険者基礎年金番号・指定預金口座等

国民年金被保険者	①基礎年金番号				②生年月日				月	日	
	振替方法のみを変更する場合は、 こちらの用紙への記入、提出は不要です。								電話番号種別	④電話番号	
									3 勤務先 4 その他	- -	
	(フリガナ)										
指定預金口座	金融機関名						⑥預金種別		⑦口座番号(左詰めで記入)		
	銀行 信用金庫 支店 信用組合 農協 支所 労働金庫 漁協						1 普通 2 当座				
	種目コード	契約種別コード	③通帳記号			⑨通帳番号(右詰めで記入)			お届け印	⑤金融機関コード	支店コード
	1 6 6	3 2 1	0 -						㊥		
⑩口座名義人						住所(ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入)					
(フリガナ)											
⑩振替方法	1	翌月末振替	毎月末日に前月分の保険料を振替させていただきます。								
	2	6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分(または9月分)が未納の場合、初回の振替は6カ月前納と合わせての振替になります] ※4月末日の前納を希望する人は2月末日までに、10月末日の前納を希望する人は8月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合、次回の前納振替月まで翌月末振替になることがあります。								
	3	1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と1年前納を合わせての振替になります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。								
	4	当月末振替(早割)	毎月末日に当月分の保険料を振替させていただきます。その際の保険料は、早割された保険料額となります。[前月分が未納の場合、初回の振替は前月分と当月分を合わせての振替になります。割引は当月分からです]								
	5	2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と2年前納を合わせての振替になります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。								

お届出印欄に押印してください

- 対象保険料 国民年金保険料
- 振替納入指定日 納期の最終日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)
- 振替開始(予定) 平成 年 月末日から  
(金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

- ◇事務処理に日数を要しますので、振替開始は申出をいただいた翌月以降となります。
- ◇指定預金口座等を変更するときには、ただちに、この用紙によって連絡してください。
- ◇提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。
- ◇3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

2枚目(金融機関・ゆうちょ銀行用)

# 国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書(控) 兼国民年金保険料口座振替依頼書

平成 年 月 日

預金口座振替に関する約定については裏面をご参照ください。

## 1. 被保険者基礎年金番号・指定預金口座等

国民年金被保険者	①基礎年金番号				②生年月日				
	—				5 昭和	年	月	日	
					7 平成				
	被保険者氏名 (フリガナ)				③電話番号種別		④電話番号		
				1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他		— —			
住所									
□□□□ - □□□□									
指定預金口座	ゆうちょ銀行等を除く	金融機関名				⑥預金種別		⑦口座番号(左詰めで記入)	
		銀行 信用金庫 支店 信用組合 農協 支所 労働金庫 漁協				1 普通 2 当座			
	ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	⑧通帳記号		⑨通帳番号(右詰めで記入)		お届け印	
		1 6 6	3 2 1	0 —				2枚目に押印してください	
⑩口座名義人				住所(ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入)					
(フリガナ)				□□□□ - □□□□					
⑩振替方法	1	翌月末振替	毎月末日に前月分の保険料を振替させていただきます。						
	2	6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分(または9月分)が未納の場合、初回の振替は6カ月前納と合わせての振替になります] ※4月末日の前納を希望する人は2月末日までに、10月末日の前納を希望する人は8月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合、次回の前納振替月まで翌月末振替になることがあります。						
	3	1年前納	4月分から翌年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と1年前納を合わせての振替になります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。						
	4	当月末振替(早割)	毎月末日に当月分の保険料を振替させていただきます。その際の保険料は、早割された保険料額となります。[前月分が未納の場合、初回の振替は前月分と当月分を合わせての振替になります。割引は当月分からです]						
	5	2年前納	4月分から翌々年3月分の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と2年前納を合わせての振替になります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。						

2. 対象保険料 国民年金保険料

3. 振替納入指定日 納期の最終日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)

4. 振替開始(予定) 平成 年 月末日から  
(金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

- ◇事務処理に日数を要しますので、振替開始は申出をいただいた翌月以降となります。
- ◇指定預金口座等を変更するときには、ただちに、この用紙によって連絡してください。
- ◇提出は指定預金口座のある金融機関もしくはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。
- ◇3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

3枚目(被保険者控用)

### 国民年金保険料口座振替に関する約定

1. 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。
2. 振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことのできる金額 [当座貸越(自動貸付)を利用できる範囲内の金額を含む] を超えるときは、納付書を返却しても差し支えありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に預金口座振替辞退(取消)通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
4. この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。